

## 特定非営利活動法人子どもパートナーズ HUG っこ

### 寄付金等取扱規程

#### (目 的)

第1条 この規程は、定款第7章39条の規定に基づき特定非営利活動法人子どもパートナーズ HUG っこ（以下「この法人」という。）が受領する寄付金等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義等)

第2条 この規程において、寄付金等とは、この法人が返還義務を伴わずに受領する対価性のない金銭のほか、物品等をいう。

#### (種類及び募集)

第3条 この法人が受領する寄付金等の種類は以下の通りとする。

(1) 一般寄付金

個人または団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金

(2) 特定寄付金

個人または団体から使途の特定がなされて受領する寄付金

(3) 寄付物品

個人または団体から受領する物品

2 この法人は、常時、寄付金等を募ることができる。

#### (受領の制限)

#### 第4条

寄付金等が次の各号に該当するとき、またはそのおそれがあるときは、その受領を辞退しなければならない。

(1) 法令または定款に抵触するとき

(2) この法人の業務遂行上、支障があると認められたとき

(3) 定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断される時

#### (受領書等の送付)

第5条 一般寄付金または特定寄付金を受領したときは、礼状、受領書（領収書）を寄付者に送付するものとする。

#### (寄付金等に係る結果の報告)

第6条 寄付金等の使途の報告は、この法人の総会における事業報告及びホームページ  
または活動報告書等により、適時適切に行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護方針に基づき、  
適切に管理しなければならない。

(補足)

第8条

本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項があるときは、別に理事会に  
おいて定める。

(改廃)

第9条

本規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

**附 則**

この規程は、令和3年6月1日から施行する。